

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

### 行政書士 2025 他資格択一80 民法 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所		更新日
10	問4 肢3 解説文	※ 解説文全体を下記のものへの変更をお願いいたします。  失踪宣告の請求は利害関係人にのみ認められており、検察官には認められていない（民法30条1項）。なお、「当該利害関係人には、単なる事実上の利害関係を有するにすぎない者は含まれない」という記述は妥当である（大決昭7.7.26）。	25/7/16

以 上